

OECD諸国における所得分配(Ⅱ) 〔INCOME DISTRIBUTION IN OECD COUNTRIES〕

訳 三 井 速 雄

(農業者年金基金業務第一部長)

序 論 (No. 55号掲載済)

第 1 章 方法論上の諸問題 (No. 55号掲載済)

用語の定義

不平等度の比較

データの基礎資料について

第 2 章 計測結果 (No. 57号掲載)

留意事項

基本結果

第 3 章 所得の十分位階級分布の一般的質

(No. 58号掲載予定)

世帯構成

所得の種類

社会的トランスファーの所得分配に与える影響

第 4 章 他の諸国のデータ (No. 58号 掲載予定)

第 5 章 所得分配の変動の傾向 (No. 59号 掲載予定)

付録

I 資料について

II 所得分配データと国民経済計算の整合性について

III 若干の諸国のトランスファー前と、トランスファー後の所得分配のデータについて

IV 補間法について

第 2 章 計 測 結 果

本章ではOECD加盟諸国、12カ国の課税前所得と課税後所得の分配について、所得シェアの十分位階級分布と、すでに述べてきた分配の不平等度尺度の計測結果を用いて示す。これらの12カ国ではデータは相互に比較可能であるとしてよい。その他の10²⁾カ国についてもデータを作成したが、用いられている所得の定義や対象範囲が適当でないし(対象人口の範囲が狭いとか、世帯の定義が不適當だとかといった欠点がある。)、信頼性にも欠けると思われるので、国際比較は行なわないが、これら

の諸国のデータを後で説明をすることとしている。

留意事項

上述の12カ国の検討をするとき、次のことに留意する必要がある。これら12カ国のデータにあっては、すでに述べたように、所得と所得単位について同じ定義を用いており、かつできる限り人口の大部分がカバーされているデータを用いるように努力したが、なお純粋な統計技術上の問題や経済的、非経済的な多くの問題があり、完全な意味で比較可能であるとはいえない。

統計上の問題として、第1に各国の所得分布を計測するのに、それぞれ異なった方

法をとっているため、計測上のひずみが各国ごとにバラバラになっている可能性があるということがある。第2にはサンプリング・エラーと補間法を用いていることから生じる問題がある。第3に実態調査において、たとえサンプリング・エラーがないとしても、上記の低回答の程度が各国ごとに異なっているという問題がある。第4に人口統計のデータと、所得分配データがどの程度整合的であるとしてよいかについても、国によって異なる。最後に所得額が負の値である場合の扱い（特に自営業の所得）は、ある国では実際の負の値であらわすのに、他の国ではゼロとして扱うといった違いがある。

多くの国では、課税前と課税後の両方の所得分布を、それぞれの概念の所得で区分した、世帯数の形で知ることができる。しかしいくつかの国では課税前か課税後のデータしかないため、一方の所得分配データと、各所得階層ごとの支払税額の平均値とから、他方の分布をつくらざるを得なかった。この場合つくられた方の分布にあっては、所得ランクごとの世帯数が本来の資料から導き出されたものではなく、分配の不平等度は実際より低く推計されることとなる。²⁷⁾

この方法をとらないとすれば、データの基本資料より信頼性が低くても、それ以外の課税前と課税後の所得分配の状況を知り得る資料を発見しなければならない。本論文でも、家計収支調査を用いたものや、所得税統計を用いたものがあり、後者にあってはすでに述べたように課税単位は世帯と

は概念がことなるという難点がある。本論文の各表において、これらの代替方法を使用した場合には、その資料を明らかにすることで、そのことを示している。

低回答の問題は、一般に高額所得者の所得の種類が事業所得や投資所得に偏っていることが多いから、結果的に高額所得者の所得が低く回答されることとなり、全体としての分配の不平等度は、低くあらわされてしまう。

この偏りを、国際的に比較することは困難だが、付録Ⅱで若干の検討を加えているほか、いくつかの国について、所得の種類ごとに低回答の程度がどうなるかについて、表2で要約してみた。これで見ると投資所得や自営業者の所得は、賃金、俸給やトランスファー所得より低く回答される傾向が見られ、後に述べるように、投資所得や自営業の所得は十分位階級分布の上位のランクでは相対的に大きくなるから、一般的にどの国でも不平等度は実際より低くあらわれることになる。表2から認識できることを、表3と表4に掲げられている所得分配の数値に適用すると、フランスでは表にあらわれた所得は実際の分配より平等化の方向に偏っており、西ドイツでは他国の数値と比較して、不平等の程度が過度にあらわれているということになる。

また1人世帯の数は、十分位階級分布の最下位のランクに集中する傾向があるのだが、各国間で1人世帯の把握の程度に差があることから生じるひずみがあり、これについても付録Ⅰに検討する。本論文で使用しているオーストラリアの資料では、1人

世帯の数が低すぎるようであり、オランダのものは多すぎるようだから、不平等度はオーストラリアでは過小に、オランダでは過大にあらわれていることになっていよう。

各国間の比較を妨げる経済的な要因としては、各国の景気変動に伴って生じる雇用水準や物価水準の変動が、所得分配に与える影響がある。本論文の多くのデータは、各国の景気循環の異なった局面において得られたものであり、単純な景気変動の影響によって、各国間の本来の差異を不明瞭にしてしまうのである。

表2 いくつかの所得の種類ごとに
見た、低回答の程度の推定

	調査回答所得額の国民経済計算上の値に対する割合(%)		
	賃金 俸給	事業 所得	資産 所得 ^a
カナダ	95.5	93.4	76.3
フランス	88.9	34.4	35.4
西ドイツ ^b	100.0	100.0	100.0
スウェーデン	97.5	54.0	..
アメリカ	98.3	91.1	45.0
イギリス ^c i)	96.9	55.2	39.8
ii)	99.3	95.8	37.1

注：a) 資産所得の定義は、国によって差がある。詳しくは付録Ⅱを参照されたい。

b) 推計値は、原資料において国民経済計算のデータと同時に集計されたものによっている。

c) i) 「家計支出調査」の所得分配データ。

ii) 「Blue Book」資料の所得分配データ。付録Ⅱを参照されたい。

2つの所得分配を比較するとき、それぞれ

れの対象の間に相対的な物価差がある場合に、2つの問題が生じる。第1は物価水準の地域差と同じように、同じ商品に対して価格が異なるとすれば、貨幣所得の分配でみた場合と実質所得の分配でみた場合とでは、分配の様相が異なることになる。ある国では平均所得水準の低い地方で物価水準が低いのに、他の国では、所得水準の低い地方の物価水準が、かえって高いといった現象がみられることもある。それらの国の間の不平等度を貨幣所得で比較するとすれば、前者の地域を持つ国では貨幣所得で測った不平等度は、実質所得で測った不平等度より過大にあらわれ、後者の国ではその逆になるはずである。このようなことは、所得分配のあり方に何かの影響を与えているものと考えられる。同一地域内であっても、富裕な階層に対する物価と、貧困な階層に対する物価が異なる場合には、同じことが言えるに違いない。

第2に、各国の間接税や特定産業助成の補助金などの政策のため、各国ごとに商品やサービスに価格差が生じることがある。さらに一般に富裕な者は相対的に高価なものを購入し、貧困な者は相対的に安価なものを購入する傾向があるから、その点からも、富裕階層の貨幣所得の較差とはことなつた実質所得の差があることになる。

課税前所得分配を比較する場合には、累進的な税制も、上述の要素と同じ役割を持つ。おおむね税制が累進的でない国ほど、課税前所得分配が不平等でないようだ。各国の税制の累進性の程度を量的に示せるようなデータは持っていないが、1例として、

翻 訳

日本とイギリスの十分位階級分布の最下位のランクのシェアを見ると、このことがある程度妥当するとしてよいと思われる。²⁸⁾

最後に、すでに述べてきたような統計技術や経済の問題を越えた困難な問題がある。本論文では発展途上国や、計画経済の国を除いており、²⁹⁾ 比較的同質的な諸国に限って比較対象としているのであるが、それでもなお各国の間にある社会的、文化的な差異が、各国の平均世帯人員数のちがいとなって存在している。スウェーデンでは1人世帯は40%に近く(老齢年金の受給者や若年者であることが多い)、5人以上世帯は6%にすぎない。これに対して、スペインで

は、1人世帯は6%、5人以上世帯は31%と、丁度逆になっている。小人数世帯は多人数世帯より所得額が低いのが通例であり、世帯人員と所得分配は密接な関係があるが、これについては後で詳しく論じたい。

分配の不平等度の各国間の差が、各国間の実質的なちがいを示していると考えてよいのは、その差が十分に大きい場合だけであって、その差が小さなものでしかない場合は、重要視はできない。どの位の差があれば実質的なちがいがあると認めてよいのかは、結局は判断の問題に帰する。なおくり返して述べておくが、現在の段階で利用できるデータでは完全な国際比較は不可

表3 課税前の所得分配(十分位階級, シェア)

年		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
オーストラリア	1966-67	2.1	4.5	6.2	7.3	8.3	9.5	10.9	12.5	15.1	23.8
カナダ a	1969	1.2	3.1	4.6	6.3	7.9	9.4	11.1	13.1	16.2	27.1
フランス	1970	1.5	2.8	4.2	5.7	7.1	8.7	10.4	12.6	16.0	31.0
西ドイツ a	1973	2.5	3.4	4.5	5.6	6.8	8.3	9.9	12.2	15.7	31.1
日 本	1969	2.9	4.7	5.8	6.8	7.7	8.6	9.7	11.3	13.9	28.6
オランダ	1967	2.3	3.6	4.9	6.0	7.3	8.5	9.9	11.7	14.7	31.1
ノルウェイ	1970	1.7	3.2	4.9	6.7	8.2	9.8	11.3	13.3	16.4	24.5
スウェーデン a	1972	2.0	4.0	5.3	6.1	7.9	9.5	11.2	13.1	16.1	24.4
イギリス b	1973	2.1	3.3	5.1	6.9	8.3	9.8	11.2	13.0	15.6	24.7
アメリカ c	1972	1.2	2.6	4.2	5.8	7.5	9.3	11.1	13.4	16.4	28.4
平均 d	..	2.0	3.5	5.0	6.3	7.7	9.1	10.7	12.6	15.6	27.3
変位係数 e	..	0.27	0.19	0.13	0.09	0.06	0.06	0.06	0.05	0.05	0.10
参 考											
イギリス f	1972-73	5.8		4.8	5.9	7.5	9.2	11.0	13.1	15.8	26.9
アメリカ g	i)	1.2	3.0	4.6	6.2	7.6	9.1	10.8	12.9	15.8	28.6
	ii)	1.5	3.4	4.7	6.1	7.5	8.9	10.6	12.7	15.6	29.0

a) 数値は課税後分配のデータから著者が推計した。

b) 家計支出調査

c) センサス局 Current Population Report による。

d) 算術平均

e) 変動係数から算出した。

f) 「Blue Book」の推計による。

g) i)は貨幣所得概念で

ii)は世帯所得概念で

注: 詳細は付録 I を参照されたい。

表4 課税後の所得分配(十分位階級, シェア)

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
オーストラリア 1966-67	2.1	4.5	6.2	7.3	8.3	9.5	10.9	12.5	15.1	23.7
カナダ 1969	1.5	3.5	5.1	6.7	8.2	9.7	11.2	13.1	15.9	25.1
フランス a 1970	1.4	2.9	4.2	5.6	7.4	8.9	9.7	13.0	16.5	20.4
西ドイツ b 1973	2.8	3.7	4.6	5.7	6.8	8.2	9.8	12.1	15.8	20.3
イタリア 1969	1.7	3.4	4.7	5.8	7.0	9.2	9.8	11.9	15.6	20.9
日本 1969	3.0	4.9	6.1	7.0	7.9	8.9	9.9	11.3	13.8	27.2
オランダ 1967	2.6	3.9	5.2	6.4	7.6	8.8	10.3	12.4	15.2	27.7
ノルウェイ 1970	2.3	4.0	5.6	7.3	8.6	10.2	11.7	13.0	15.1	22.2
スペイン 1973-74	2.1	3.9	5.3	6.5	7.8	9.1	10.6	12.5	15.6	26.7
スウェーデン 1972	2.2	4.4	5.9	7.2	8.5	10.0	11.5	13.3	15.7	21.3
イギリス a c 1973	2.5	3.8	5.5	7.1	8.5	9.9	11.1	12.8	15.2	23.5
アメリカ a d 1972	1.5	3.0	4.5	6.2	7.8	9.5	11.3	13.4	16.3	26.6
平均 e	2.1	3.8	5.2	6.6	7.9	9.3	10.7	12.6	15.5	26.3
変位係数 f	0.24	0.15	0.12	0.09	0.07	0.06	0.07	0.05	0.04	0.12
参 考										
西ドイツ g 1969	2.6	4.4	5.8	7.1	8.2	9.4	10.8	12.6	15.2	23.7
イギリス h 1972-73	6.8	5.5	6.5	8.0	9.5	11.2	13.2	15.8	23.6	
アメリカ i 1966	2.0	3.0	4.6	6.0	7.5	8.9	10.5	12.6	15.5	29.3

a) 課税前所得分配から著者が推計した。

b) DIWデータ

c) 家計支出調査

d) センサス局の税率報告から算出した。

e) 算術平均

f) 変動係数から算出した。

g) 家計所得消費標本調査

h) 「Blue Book」の推計による。

i) B, A. Okner (1975)による。

表3とは比較できない。

注: 詳細は付録Iを参照されたい。

能であり、たとえ現在進行中のヨーロッパ統計家会議の作業が完成したとしても、なお問題が残るのである。³⁰⁾

基本結果

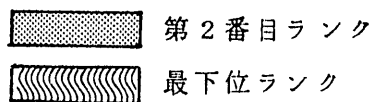
OECD加盟の10カ国ないし12カ国の所得のシェアの十分位階級分布を、課税前と課税後の両方について、表3と表4に示す。

この表2から見ると、各国の間のもっとも大きな差異は、最下位の2ランクと最上

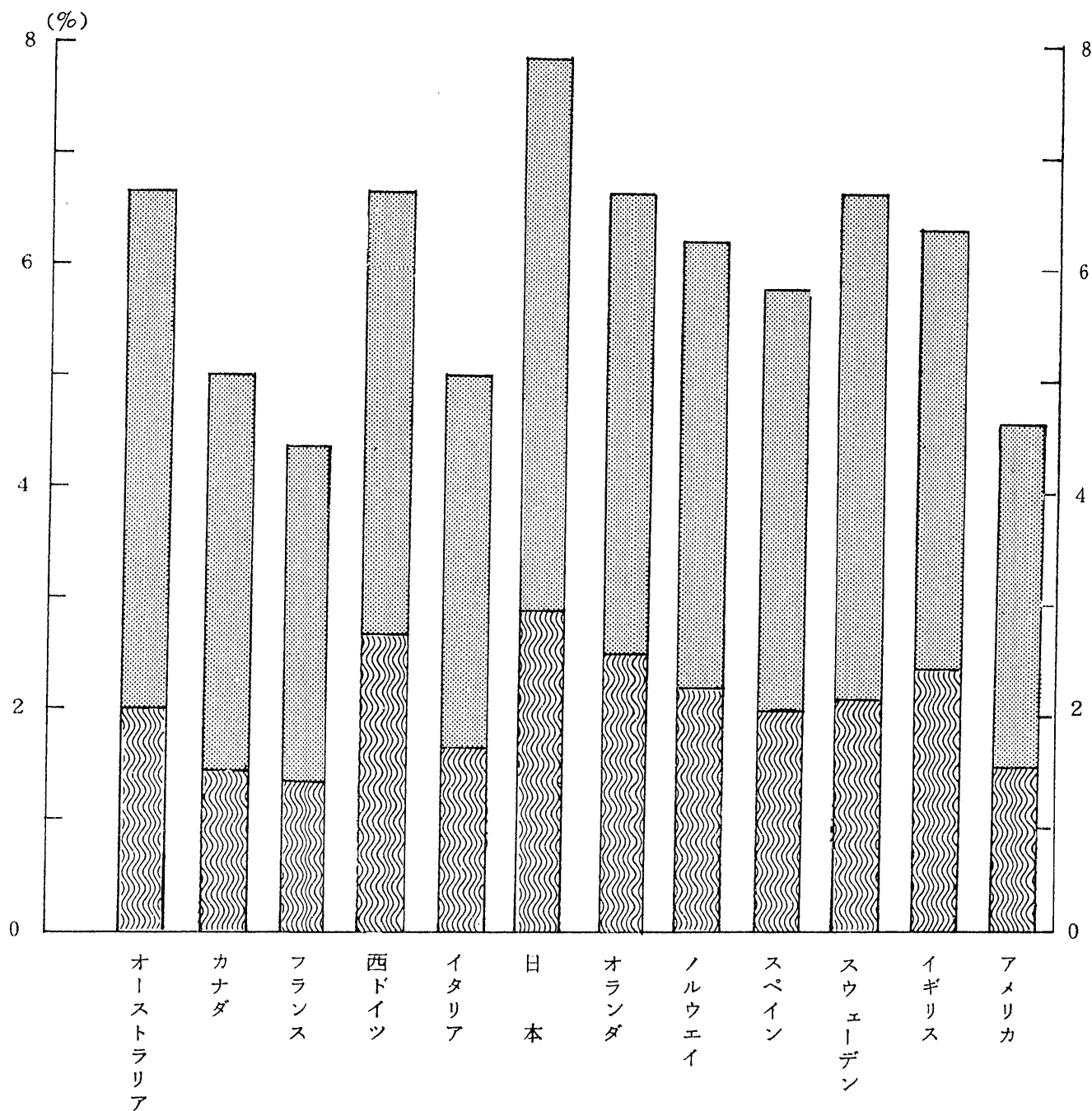
位のランクのシェアの差にあらわれている。³¹⁾ 課税前所得の分配と課税後所得の分配は大筋においてよく類似しているが、最下位ランクと最上位ランクの違いが逆方向であって、最下位ランクでは課税前所得のシェアの方が小さいのに、最上位では課税後所得のシェアの方が小さい。直接税が所得を平等化する働きを持っていることは、表3と表4とからうかがい知ることができるが、直接税の累進度の各国間の相対的な大きさを知ることまでは、各国の直接税の計算方

翻 訳

D図 課税後、世帯所得分布における最下位2ランクのシェア



全世帯所得に対する
パーセンテージ



注： 年次、数値については表4を参照、データの資料については付録I参照、

法が異なるために正確な推計ができず、困難である。

課税前所得の分配のデータを見ると、最下位のシェアが一番小さいのがフランスで、1.4%、一番大きいのが日本で3.0%である。下位第2番目のランクのシェアではやはり、最小はフランスで2.9%、最大が日本で4.9%である。これらの差の絶対額は小さいが、比率でみれば、最下位のランクのシェアでは、日本はカナダやフランスやアメリカの2倍にもなっている。

同様に最下位の2つのランクのシェアについても相当の較差がある。ドイツでは第2番目のランクのシェアは、最下位のランクのシェアより約30%大きいだけにとどまるが、カナダでは両者の開きは130%にも及ぶ。D図は最下位の2ランクのシェアの大きさを解りやすく図示したものである。

最上位のランクについて同じように説明すると、最上位のシェアが一番小さいのがスウェーデンであって、21.3%であり、もっとも高いのがイタリアで、30.1%だからその開きは1.5倍になるといえる。

特に下位のランクのシェアを比較するときに留意しなければならないのは、データが世帯単位となっているため、シェアの較差の或る部分は、1人当り所得額の差よりも世帯人員の差から生じているということである。したがって世帯人員の差を考慮に入れないで、最下位のランクのシェアの大きさを、直接にそのランクに属する人々の貧困の程度であるとしてしまつてはならない。³²⁾

各国の所得分配を2国ずつ詳細に比較していけば、それぞれのローレンツ曲線が交差し、相互の不平等度の比較がそのままではできなくなっている国々が見出される。すなわち、下位のランクの低いシェアは必ずしも上位ランクの高いシェアと結びつかないのである。

ここで、このような場合の不平等度の判定のため、すでに検討してきた不平等度の尺度を課税前所得と課税後所得の分配について計測した。その結果を表5と表6に掲げる。³³⁾ここでの計算のやり方では、十分位階級の各ランクの中での分散がないことを暗黙に想定しており、不平等度尺度の数値は低くあらわれる欠点があるが、他方各国の所得階級分布の各ランクに属する人口の違いや、分布所得額の差などから生じる比較上のひずみを除くことができる。

これらの表において計算されている尺度の値から見た各国の不平等度の順位は、いずれの尺度でもよく類似している(Spearmanの順位相関係数は、0.8以上)が、全く同一ではない。これらの尺度によってみれば、課税後所得の分配の不平等度がもっとも少ないのは、オーストラリア、日本、スウェーデン³⁴⁾の3カ国であり、フランスが不平等度がもっとも高いことになる。

課税前所得についてもほぼ同様であり、オーストラリアと日本が大部分の尺度でもっとも不平等度が低く、フランスとアメリカが不平等度が高い。

当然ながら、これらの尺度はそれぞれ尺度の算出式の中に価値判断を組み込んでおり、各尺度の値の動き方はその価値判断に

左右される。そのため1つ1つの尺度がどんな動きを示すかではなくて、全尺度が同一方向を指しているとき、はじめて意味を持つと考えた方がよいだろう。だから、たとえばイギリスの所得分配はオランダより平等だとか、カナダのそれは西ドイツより平等だとか言うことは危険であり、特に西ドイツとオランダのデータが他の諸国と比べて、不平等度が相対的に高くなる傾向を有していることに留意しておく必要がある。ましてここでの順序は、他のさまざまな現象から生じるひずみを見無視して作成されているものであるため、相当の許容度を見てもおかなければならないだろう。

くり返し述べてきたように、世帯の所得

分配は極めて多くの要因によって影響を受けるので、国際比較をする場合には、これらの影響を補正しておかなければならない。特に各国の世帯人員数の差は、所得分配に著しい影響をもたらすものだから、これをとり除いておくことが必要である。そこで次にこの問題について検討をしてみよう。

i) 1人当り所得の分配

ii) 世帯主が25歳から54歳までの世帯の所得分配(世帯主の年齢を限定することで、年齢構成の差による較差を捨象できる)

iii) 各国ともに同一の、標準化された世帯人員規模を持つとした場合の所得分配。

1) 1人当り所得の分配

表5 課税前所得の不平等尺度

	アトキンソン		ジャンペル ノウ	ジニ	クズネット	タイル	対数分散
	e=0.5	e=1.5					
オーストラリア	0.082	0.251	0.158	0.313	0.249	0.070	0.083
カナダ	0.125	0.384	0.255	0.382	0.306	0.106	0.133
フランス	0.142	0.393	0.275	0.416	0.333	0.126	0.131
西ドイツ	0.125	0.320	0.233	0.396	0.321	0.115	0.096
日 本	0.093	0.242	0.170	0.335	0.264	0.086	0.068
オランダ	0.120	0.312	0.224	0.385	0.306	0.111	0.093
ノルウェイ	0.106	0.325	0.231	0.354	0.283	0.089	0.107
スウェーデン	0.097	0.287	0.194	0.346	0.278	0.085	0.090
イギリス	0.098	0.293	0.199	0.344	0.272	0.084	0.093
アメリカ	0.138	0.407	0.277	0.404	0.326	0.117	0.142
平 均	0.111	0.317	0.218	0.366	0.293	0.097	0.101
参 考							
イギリス	0.113	0.321	0.222	0.373	0.298	0.099	0.102
アメリカ i)	0.131	0.395	0.265	0.393	0.313	0.113	0.137
ii)	0.125	0.360	0.246	0.388	0.310	0.110	0.119

注： 数値は、表3の十分位階級分布のシェアから算出した。ただし、ジャンペルノウ尺度は、原分布から算出されている。

表6 課税後所得の不平等度尺度

	アトキンソン		ジャンベル ノウ ン	ジニ	クズネツツ	タイル	対数分散
	e=0.5	e=1.5					
オーストラリア	0.082	0.250	0.157	0.312	0.246	0.070	0.076
カナダ	0.107	0.334	0.220	0.354	0.281	0.090	0.111
フランス	0.141	0.397	0.276	0.414	0.332	0.125	0.134
西ドイツ	0.116	0.296	0.220	0.383	0.314	0.108	0.086
イタリア	0.130	0.353	0.248	0.398	0.316	0.117	0.112
日本	0.082	0.217	0.156	0.316	0.248	0.076	0.061
オランダ	0.101	0.274	0.192	0.354	0.284	0.091	0.081
ノルウェイ	0.079	0.245	0.162	0.307	0.247	0.067	0.075
スペイン	0.102	0.293	0.201	0.355	0.282	0.090	0.090
スウェーデン	0.077	0.242	0.158	0.302	0.242	0.064	0.075
イギリス	0.083	0.248	0.166	0.318	0.252	0.072	0.075
アメリカ	0.122	0.367	0.248	0.381	0.306	0.104	0.124
平均	0.100	0.289	0.198	0.350	0.279	0.088	0.089
参考							
西ドイツ	0.079	0.230	0.156	0.312	0.279	0.069	0.068
イギリス	0.091	0.266	0.181	0.335	0.226	0.078	0.081
アメリカ	0.124	0.341	0.239	0.390	0.311	0.110	0.108

注： 数値は、表4の十分位階級分布のシェアから算出した。ただし、ジャンベルノウ
ン尺度は、原分布から算出されている。

表7 1人当り所得の分配（十分位階級，シェア）

	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
オーストラリア*	1966-67	3.5	4.8	5.5	6.5	7.8	8.8	10.0	12.0	15.4	25.6
カナダ*	1969	2.2	4.0	5.2	6.2	7.4	8.7	10.2	12.4	15.8	27.8
フランス*	1970	2.0	3.8	4.8	5.7	6.9	8.0	9.7	11.9	15.4	21.8
西ドイツ** a	1969	3.6	5.2	5.9	6.6	7.7	8.7	10.0	12.4	15.5	24.5
ノルウェイ*	1970	3.5	4.7	5.6	6.6	7.7	9.2	11.0	12.9	15.5	23.5
スペイン** b	1973	2.3	4.0	5.2	6.3	7.4	8.7	10.3	12.5	15.9	27.4
スウェーデン**	1972	3.5	5.8	6.8	7.6	8.5	9.5	10.7	12.4	14.7	20.5
イギリス*	1973	3.5	4.8	5.9	6.6	7.5	8.9	10.4	12.6	16.0	23.9
アメリカ*	1972	1.8	3.7	5.0	6.3	7.5	8.6	10.1	12.6	15.8	28.6
平均c	..	2.9	4.5	5.5	6.5	7.6	8.8	10.3	12.4	15.6	26.0
変位係数d	..	0.25	0.15	0.10	0.07	0.05	0.04	0.04	0.02	0.02	0.12

a) 家計所得消費調査

b) 表3, 表4と正確な比較はできない。

資料がことになっており、詳細は付録Iを参
照されたい。

c) 算術平均

d) 変動係数より算出した。

* 課税前分配データより算出

** 課税後分配データより算出

所得分配の国際比較をする場合には、各国間の世帯人員規模の差（同時に各国の内部での差異）を考慮する必要があり、また、各世帯の受ける経済福祉の大きさは、所得額と世帯人員数の双方の関数なのだから、この2つの点から1人当り所得の分配を考察する意義がある。しかし1人当り所得額が推計できる国は、データの制約から9カ国に限られており、それも課税前所得によるものや、課税後所得によるものが入り混っていて、直接に比較できない。

しかしその結果、表7を見ると、概して最下位のランクのシェアが、世帯当りの所得分配と比べて1%程度大きくなっており下位2ランクを合せると、おおむね2%から3%程度大きくなっている。ここで算出した各国の平均値でみる限り、不平等は世帯当り分配より1人当り分配の方が低いようだ。これは各国の経済発展の局面において世帯の所得額と世帯人員数とが、(租税と所得移転のシステムなどの要因によって)より密接に関連していくことに原因があると思われる。

上述のように、世帯当り所得分配と1人当り所得分配は、形のうえでそれほど明瞭な差異が認められないのだが、両方の十分位階級分布の各ランクにいる個々の人を取り上げてみると、両方で相当に違っているはずだ。したがって政府支出が分配に与える影響についても、両者で異なった姿になるはずである。両者が大きく異なる例としてスウェーデンがあげられるが、スウェーデンでは世帯分配の場合、所得分配の最下位の2つのランクにある世帯の平均人員は、それぞれ1.13人、1.16人であるのに、1人当り所得の分配の場合では、最下位の2ランクにある世帯の平均人数は、それぞれ2.98人、3.18人となっている。

2) 「ライフ・サイクル」の影響を補正した所得分配

世帯の所得額は世帯主の年齢によって違ってくるものであり、若年世帯と高齢世帯は、壮年世帯より所得が低いのが普通である。いままで考察してきた世帯所得は、すべての年齢層の世帯主所得を含んでおり、そのため各人の生涯全体を通じての所得額

表8 世帯主の年齢が25歳から54歳までの世帯の所得分配(十分位階級, シェア)

年		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
オーストラリア	1966-67	3.7	5.6	6.8	7.5	8.4	9.4	10.5	11.9	14.2	22.0
カナダ ^a	1972	1.7	4.2	6.0	7.4	8.7	9.8	11.1	12.7	15.0	23.5
西ドイツ* ^b	1969	4.0	5.8	6.8	7.6	8.4	9.3	10.4	11.9	14.0	21.9
ノルウェイ	1970	2.3	4.9	6.4	7.6	8.6	9.6	10.9	12.7	15.1	22.0
イギリス	1973	3.3	5.5	6.6	7.6	8.5	9.4	10.5	12.0	14.3	22.3
アメリカ	1972	1.9	4.1	5.8	7.1	8.3	9.6	10.9	12.3	15.0	25.0

a) 表3の数値とは、資料がことなるため正確には合致しない。

b) 家計所得消費調査による。

* 課税前所得データから算出した。他は課税後データによる。

の較差のほかに、その時点での年齢の相異のために生じる較差をも持っている。この較差をある程度まで除去するやり方として、世帯主の年齢を、25歳から54歳までの世帯に限定して分配を推計する方法がある。これによって、年齢差に起因する所得較差の大きな部分が除去できると思われるが、表8に示した結果を見ると、全世帯の場合より不平等度は低くなっており、表3、表4と比較して最下位のランクのシェアは平均して1.1%ほど一比率にすれば全体の分配の約1.5倍一増加し、最高位のランクのシェアは平均して2.4%ほど一比率で全体の分配の約10分の1一減少している。

3) 世帯人員規模の標準化

各国の世帯人員規模の分布は、各国ごとに著しい特徴を備えており、相互に大きな差があるため、所得分配の重大な攪乱要因となっている。1人世帯の所得額が複数世帯の所得額より低いことは、よく知られていることであり、人口構造や社会学的な原因から世帯人員数の較差が大きい国では、他の条件が同じでも不平等度が大きくあらわれることとなってしまう。

OECD加盟の11カ国について、世帯人員数の分布を示したものが表9である。

表9に示した11カ国の世帯人員数の分布を、大まかにまとめて平均した数値を用い、各国がいずれも同一の世帯人員数の分布を持っていると仮定して³⁰⁾所得分配を推計してみた。この標準世帯人員分布における世帯人員数の分布は次のとおりとする。

1人世帯の比率	23%
2人 "	28%

3人 "	17%
4人 "	16%
5人以上世帯の比率	16%

基礎データの制約上、或る国は課税前の、他の国は課税後の所得分配データから推計せざるを得なかったが、比較に便利なように、全部の国について、大まかながら課税後データとなるように補正をした。表10にその推計結果が掲げてあるが、いくつかの国では、大きなちがいは見られず、これらの国については、世帯人員規模が所得分配に与える影響を十分に明らかにすることはできないようだ。

表9 若干の諸国の世帯人員数の分布

	世帯の比率(%)				
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上世帯
オーストラリア	9.5	24.5	18.2	22.0	25.6
カナダ	26.4	23.0	14.5	15.8	20.3
フランス	21.4	27.1	18.4	15.3	17.8
西ドイツ	23.5	29.0	20.0	15.6	11.9
日本	9.5	—	—	—	—
オランダ	45.4	22.3	10.8	10.2	11.2
ノルウェイ	25.1	26.5	16.3	16.7	15.3
スペイン	6.6	20.8	19.8	22.0	30.7
スウェーデン	37.6	29.0	14.7	12.6	6.2
イギリス	18.9	32.3	18.4	16.6	13.7
アメリカ	19.1	30.8	17.1	15.6	17.5

注：このデータは、本論文で使用した所得分配統計から算出したもので、人口センサスからのものではない。

しかしながら、次の5カ国についてはその影響は極めて根本的なものだ。まず、前

翻 訳

表 10 標準世帯人員による課税後所得分配（十分位階級、シェア）

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
オーストラリア 1966-67	1.6	3.2	5.3	6.9	8.3	9.5	11.1	13.0	15.7	25.2
カナダ 1972	1.6	3.6	5.2	6.8	8.3	9.7	11.2	13.0	15.8	24.7
フランス 1970	1.4	2.8	4.2	5.5	7.4	8.8	9.7	13.1	16.6	30.5
西ドイツ 1973	2.8	3.7	4.6	5.7	6.7	8.2	9.8	12.1	15.7	30.6
日 本 1969	2.7	4.4	5.7	6.7	7.8	9.0	10.1	11.6	14.1	27.8
オランダ 1967	3.2	5.9	6.8	7.7	8.3	9.2	10.4	12.1	14.5	21.8
ノルウェイ 1970	2.4	4.2	5.7	7.3	8.7	10.2	11.7	13.0	15.0	21.9
スペイン 1971	1.5	2.7	4.4	5.8	7.8	9.0	11.0	13.0	16.5	28.5
スウェーデン 1972	2.6	4.7	6.3	7.8	9.0	10.0	11.6	13.1	16.4	18.6
イギリス 1973	2.4	3.7	5.3	6.9	8.5	9.9	11.1	12.9	15.4	23.9
アメリカ 1972	1.7	3.2	4.6	6.3	7.9	9.6	11.4	13.2	16.0	26.1
平均 a	2.2	3.8	5.3	6.7	8.1	9.4	10.8	12.7	15.6	25.4
変位数 b	0.28	0.23	0.15	0.12	0.07	0.06	0.06	0.04	0.05	0.14

- a) 算術平均
b) 変動係数より算出

注： 本表の数値は、一応表4と対比できる。
しかし年次がことなっていることがある。

最上位の2ランクで2.7%上昇して、不平等度はさらに著しくなる。これに対しスウェーデンでは世帯人員数の分布が、1人世帯に集中するという特徴を持っているにも拘

らず、標準化によって相対的に平等な分配となっている。オランダでは1人世帯の数が大きいため、著しい変化を示している。

この結果を見ると、各国の年齢構成の差

表 11 世帯人員数を標準化した場合の、課税後所得分配の不平等度尺度

	アトキンソン		ジャンペル ノウ ン	ジ ニ	クズネツ	タイル	対数分散
	e=0.5	e=1.5					
オーストラリア	0.106	0.329	0.219	0.354	0.279	0.091	0.109
カナダ	0.103	0.320	0.211	0.348	0.275	0.087	0.105
フランス	0.143	0.401	0.279	0.417	0.336	0.126	0.136
西ドイツ	0.118	0.299	0.218	0.386	0.316	0.110	0.087
日 本	0.092	0.247	0.175	0.336	0.263	0.084	0.071
オランダ	0.057	0.167	0.113	0.264	0.209	0.050	0.047
ノルウェイ	0.076	0.236	0.155	0.301	0.202	0.064	0.072
スペイン	0.132	0.383	0.261	0.397	0.301	0.113	0.130
スウェーデン	0.063	0.201	0.129	0.271	0.218	0.051	0.060
イギリス	0.088	0.261	0.176	0.327	0.259	0.076	0.080
アメリカ	0.113	0.338	0.228	0.369	0.297	0.097	0.111

注： 数値は、表10の十分位階級シェアから算出した。

にも述べたオーストラリアと日本が、他国と比べてもっとも平等な所得分配を持っているのは、世帯人員規模の分布の違いが、少なくとも原因の一部となっていることがわかる。³⁷⁾特に日本についてはデータの補正が完全なら、世帯人員規模の標準化によって、もっと大きな変化があったと思われるのである。スペインでは、最下位の2つのランクのシェアが合計1.8%低くなり、最上位の2ランクで2.7%上昇して、不平等度はさらに著しくなる。これに対しスウェーデンでは世帯人員数の分布が、1人世帯に集中するという特徴を持っているにも拘わらず、標準化によって相対的に平等な分配となっている。オランダでは1人世帯の数が大きいいため、著しい変化を示している。

この結果を見ると、各国の年齢構成の差を補償するような要因が、内在的に各国の社会的トランスファーの水準として組み込まれているのではないだろうかと考えられ

る。OECD諸国の多くでは、1人世帯と2人世帯には高齢者世帯である比率が高い。独立して生計を営んでいる老人の人口は、老齢年金の水準が、自分の世帯を維持するのに足りるかどうかに大きく影響されるから、年金水準の向上は、小人数の世帯数を増やすことによって世帯の平均所得水準を低下させ、全体としての世帯の所得分配を不平等にするという、逆説的な性格を持っている。

表10は、このような要因による所得分配のひずみを除去したものであり、少なくとも現在のところは、所得分配データとして国際比較可能な推計なのである。

表11は、表10から算出した各種の不平等度尺数の数値である。表6と比べて見て、もっとも分配が平等なのは、オランダ、スウェーデン、ノルウェイであり、日本とイギリスがこれにつき、もっとも不平等が高いのはフランスとスペインということになる。(次号につづく)

原文注

- 26) オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ニュージーランド、スイス、トルコ、ユーゴスラビア。
- 27) 例えば最も富裕なクラスの純所得について考えてみると、所得のランク付けを粗所得としておいて純所得のシェアを見れば、純所得のランクでランク付けしたときのシェアより小さいはずである。最貧困層についても同じであるはずだ。しかしながら、中間層については不平等度の総体的な影響がわからないから、結果をどちらとも言うことができない。
- 28) 本論文で使用しているデータからでは累進性の程度まで推計できないのは、次のような理由による。
第1に、すでに述べたとおりある国々では、課税前か課税後の所得分配データの一方から他方を算出している。
第2に、間接税が除かれているし、間接税の転嫁については十分に研究されていない。
- 29) 2, 3の国の事例からだけで慎重に判断しなければならないが、発展途上国は本論文で検討されているような市場経済諸国より、不平等度が大きい傾向が見られるようだ。
F. Paukert, op, cit. を参照されたい。
- 30) 大部分のケースで、サンプリング・エラーとか、景気変動のサイクルの違いとかが残ることになる。ヨーロッパ統計家会議のプロジェクトでも、参加各国が使用する所得の定義がわずかつ異なるし、対象世帯が全人口を

翻 訳

カバーしない場合もある。付録 I でカナダ、スペイン、スウェーデンの 3 カ国についてさらに検討が加えられている。

- 31) 十分位階級の最下位のランクを第 1 番目とし、最上位を第 10 番目とする。
- 32) OECD 諸国の貧困の程度内容については、*OECD, Public Expenditure on Income Maintenance Programmes, 1976* を参照されたい。
- 33) 不平等度尺度の数値は、(ジャンペルヌン尺度以外は)所得の十分位階級のシェアの分布から(小数第 2 位まで)計算した。
- 34) 西ドイツについては、異った結果をもたらす 2 つのデータがある。最終的には、表 4、表 6 の「参考」の項目に掲げられた DIW (*Deutsches Institut für Wirtschafts forschung*) のデータが、月額 1,000 マルク以上の所得の世帯も把握されており、国民経済計算の構成との調整もされているので、より信頼できるものと思われる。したがって、すでに述べたところでもあるが、西ドイツの不平等の程度は、他の諸国と比較して相対的に大きくあらわれているものと思われる。
- 35) 典型的な例として、西ドイツの場合を示すと、次のようになる。

世帯の平均粗所得 (1 9 6 9)

1 人 世 帯	7 5 3 (D. M. 月 額)
2 人 "	1, 5 0 5 (")
3 人 "	1, 9 7 0 (")
4 人 "	2, 1 1 1 (")
5 人以上世帯	2, 3 3 4 (")

- 36) 日本は、この補正は 1 人世帯と 2 人以上世帯の割合についてしかできないのだが、日本とその他の諸国との間の世帯人員分布に大きな差があることを考えると、このような不十分な補正でも行なう価値があると考えられる。
- 37) オーストラリアについては、このような事情によるものよりも、サンプルの選定の方法によるところの方が大きいと思われる。